(r)　「サービスの貿易」とは、次に掲げる態様によるサービスの提供をいう。

(i)　いずれかの締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供

(ii)　いずれかの締約国の領域におけるサービスの提供であって他の締約国のサービス消費者に対して行われるもの

(iii)　いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

(iv)　いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の当該締約国の自然人の存在を通じて行われるもの

(s)　「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の領域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第八・二条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(a)　締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(b)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国が交付する補助金若しくは締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）又は当該補助金若しくは当該贈与の受領若しくはその継続のために付される条件（当該補助金又は当該贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるかどうかを問わない。）

(c)　政府の権限の行使として提供されるサービス

(d)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(e)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼす措置を除く。(注)

注　(iv)から(vi)までの規定にかかわらず、この章の規定は、専門的な航空サービス、地上取扱サービス及び空港運営サービスに影響を及ぼす措置については、次条（約束に係る表の記載）の規定に従ってこれらのサービスに関する約束を行うことを選択する締約国についてのみ適用する。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(iv)　専門的な航空サービス

(v)　地上取扱サービス

(vi)　空港運営サービス

4　この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

5　附属書八Ａ（金融サービス）、附属書八Ｂ（電気通信サービス）及び附属書八Ｃ（自由職業サービス）は、この章の不可分の一部を成す。

第八・三条　約束に係る表の記載

1　各締約国は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）のいずれかの規定に従って、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく約束を行う。

2　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の該当する規定に基づく約束を行い、並びに第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十条（透明性に係る表）のいずれかの規定に基づく約束を行う。第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

3　第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の該当する規定に基づく約束を行う。第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

4　２の規定にかかわらず、第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行うＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国は、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十条（透明性に係る表）のいずれの規定に基づく約束も行う義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、任意に当該約束を行うことができる。

第八・四条　内国民待遇

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注　この条の規定に従って行われる特定の約束は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、同条に規定する適合しない措置を除くほか、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注　この条のいかなる規定も、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

3　締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、１又は２に規定する義務を履行することができる。

4　締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第八・五条　市場アクセス

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、第八・一条（定義）(r)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において合意し、及び定める条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注　締約国は、第八・一条（定義）(r)(i)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(r)(iii)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。